

飲食店への営業時間短縮要請

1. 期間 令和3年4月28日(水)～5月11日(火)
2. 区域 県内全域
3. 対象 食品衛生法上の営業許可を取得している飲食店
(カラオケ店、バー等含む。)
4. 要請内容 午後9時までの時短営業（営業開始は午前5時以降）
酒類の提供は午後8時まで
5. 協力金 全期間実施を前提に、1店舗あたり
中小企業 2.5万円/日～7.5万円/日
大企業 1日あたりの売上高の減少額×0.4
(上限20万円。中小企業も選択可)

石川県新型コロナウイルス感染拡大防止協力金コールセンター

令和3年4月27日(火)～ 9時～18時（土日祝も開設） 076（225）1920

県民・事業者の皆様へのお願い

本日、**ステージⅡ (感染拡大警報)**から**ステージⅢ (感染まん延特別警報)**を发出

大型連休が始まります。人が動くと感染リスクは高まります

地域医療を守り、大切なご家族や自らの身を守るため、静かな連休を

★**不要不急の外出を控えるなど、「人との接触機会の低減」に努めて下さい**

帰省を含め県外との不要不急の往来の自粛をお願いします。

また、下記の感染防止対策についても、改めて徹底願います。

・イベント・集客施設(観光施設等)では、参加人数の制限の遵守や入場整理の強化などにより、**密集回避・感染防止策の徹底**を

・感染リスクが高い**大人数等の会食は控える**。飲食をする場合、**会話の時はマスク着用**を

・日常生活における**三密(密閉、密集、密接)の回避、手洗い等感染防止対策の徹底**を
・**業種別ガイドラインの遵守**を(事業者)